県有財産売買契約書（案）

売主群馬県（以下「甲」という。）と買主　　（以下「乙」という。）とは、県有財産の売買に関して別紙「旧高浜発電所ガスタービン売却仕様書」及び次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売買物件は、次のとおりとする。

旧高浜発電所敷地内　ガスタービン設備

ガスタービン本体：1 基

・航空機エンジン転用形・単純開放式 2 軸形

・型式：7LM2500-PE-MGSG06

・出力：17,500kW

・製造者：ゼネラルエレクトリック社

・重量：5t（5,000kg）

（配管等付属品の範囲は双方確認の上決定する。）

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　円（うち消費税及び地方消費税相当金額　　円）とする。

第４条　乙は、売買代金　　円を甲の発行する納入通知書により、甲が指定する日までに群馬県出納取扱金融機関に納入するものとする。

（契約保証金）

第５条　群馬県企業局財務規程（昭和 39 年企業管理規程第 5 号）第 132 条の 16 第 1 項第 3 号の規定により、契約保証金は免除とする。

（契約不適合責任の免責）

第６条　乙は、売買物件について現状有姿で買い受けるものとし、甲は品質、性能その他契約不適合責任を負わない。

（所有権の移転）

第７条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納後、搬出作業開始前に乙に移転する。

２　所有権移転後の売買物件の滅失、棄損に係る負担は乙に帰属する。

３　甲は、本契約成立後から引渡しまでの間、善良なる管理者の注意をもって売買物件を保管する。

（売買物件の引渡し）

第８条　甲は、売買物件の所有権が乙に移転したときは、直ちに当該物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

２　乙は、仕様書に定める期限までに売買物件の搬出作業を完了する。

３　乙は、天災又はその他やむを得ない事由により引渡し期限までに搬出作業を完了することが困難な場合には、遅滞なくその事由を申し出るものとする。

（取外し作業の主体及び費用）

第９条　売買物件の搬出作業は乙が行うものとし、その費用はすべて乙の負担とする。

２　売買物件搬出作業完了後の旧高浜発電所構内におけるエンクロージャー、基礎、配管等の乙による原状回復は行わない。但し、作業に起因して通常想定し得る範囲を超えた建物等への損傷についてはこの限りでない。

（契約の解除）

第 10 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し相当な期間を定めて、債務履行の催告を行い、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

（１）契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

（２）契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

（３）契約の履行について不正の行為があったとき。

（４）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

（５）本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」

という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

（６）その他本契約書の条項に違反したとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したとき（同項第１号又は第２号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として、売買代金の 100 分の 10 に相当する額の支払いを求めることができる。

３　甲は第１項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（不正行為があった場合の契約解除権）

第 11 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、催告によらず契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第１号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（２）本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、売買代金の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害額が前項の規定する違約金の額を超過する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

４　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（損害賠償）

第 12 条　乙は、業務の実施に際して甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（違約金等の遅延利息）

第 13 条　乙が、第 10 条第 2 項並びに第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 %の割合で計算した額の遅延利息を加算して、甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第 14 条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（守秘義務）

第 15 条　甲及び乙は、あらかじめ相手方の承認を得た場合を除き、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の有効期間終了後又は本契約解除後においても同様とする。ただし、本県が決算報告等のため、収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合や、法令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 16 条　乙は、第 10 条及び第 11 条の規定によりこの契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（返還金）

第 17 条　甲は、第 10 条及び第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（疑義）

第 18 条　この契約に関し疑義のあるとき、または、この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
群馬県
群馬県企業管理者　成田　正士

乙　　住所
商号
代表者職氏名